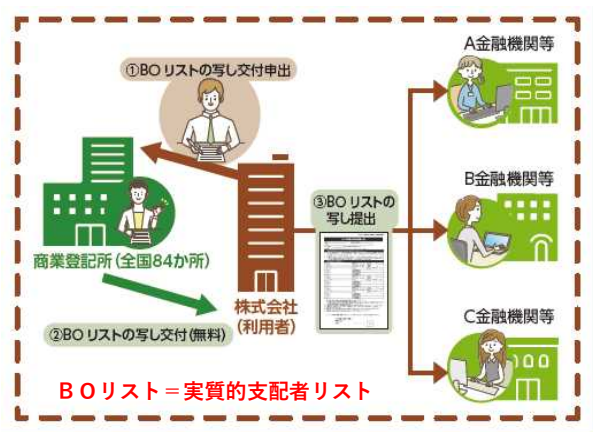


実質的支配者リスト制度ご利用の方へ

(実質的支配者情報一覧の保管・写しの交付申出・再交付申出)

1. 制度の概要

本制度は、株式会社（特例有限会社を含む。）が、商業登記所の登記官に対し、当該株式会社が作成した実質的支配者（※）情報一覧（以下「実質的支配者リスト」という。）を所定の添付書面とともに提出し、その保管及び登記官の認証文付きの写しの交付の申出を行うことができるものです。



（※）実質的支配者（Beneficial Owner(BO))とは、法人の議決権の総数の4分の1を超える議決権を直接又は間接に有していると認められる自然人等をいいます。

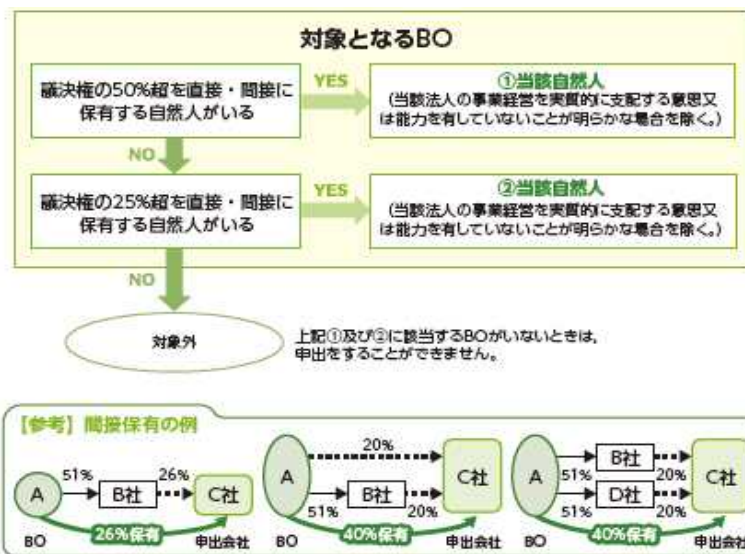
（注）法務局が実質的支配者リストを作成するものではありません。本制度を利用するには、申出人において、実質的支配者リストを作成した上で、法務局に保管・写しの交付申出が必要となります。

2. 利用することができる法人

株式会社（特例有限会社含む。）

3. 申出の対象となる実質的支配者（BO）

以下の①及び②が対象



3. 実質的支配者リスト制度手続の流れ

(1) 保管・写し交付申出

STEP 1 実質的支配者リストを作成

実質的支配者リストの作成については、記載例（別添1）を参照ください。

（注） 実質的支配者リストは訂正印等による修正はできませんので、誤りがある場合は、誤りのないものを改めて作成してください。

STEP 2 申出書（保管・写しの交付）を作成

申出書の作成については記載例（別添2）を参照ください。

STEP 3 添付書類を準備

必要な添付書類については、添付書類一覧（別添3）を参照ください。

STEP 4 申出書（保管・写しの交付）を法務局に提出

申出する会社の本店所在地を管轄する法務局に「申出書」、「実質的支配者リスト」及び「添付書類」を提出する。

（注） 申出書又は委任状に法務局提出印が押印されている場合を除き、申出書に記載した申出会社の代表者の氏名・住所を確認できる本人確認書面の添付が必要です。

なお、代表者の住所が登記事項と異なる場合は、事前に代表者の住所変更の登記が必要になります。

- ※ 手数料無料、郵送による申出も可能
- ※ 代理人による申出も可能（この場合、代理権限証書（委任状）が必要。）
委任状（記載例）（別添4）参照
- ※ 写しの交付を郵送で希望する場合は、返信用封筒（宛先記載）及び郵券を提出

【確認・交付】（法務局）

登記官が申出内容を確認し、問題がなければ、実質的支配者リストを保管します。
認証文付きの実質的支配者リストの写しを交付します。

【利用】

申出人は実質的支配者リストの写しを提出先（銀行等）に提出してください。
必要に応じて、再交付の申出（（2）参照）も可能です。

(2) 再交付申出

STEP 1 再交付申出書を作成

再交付申出書の作成については記載例 (別添4) を参照ください。

STEP 2 再交付申出書を法務局に提出

保管・写し交付申出をした法務局に再交付申出書を提出する。

再交付申出書の作成については記載例 (別添5) を参照ください。

(注) 申出書又は委任状に法務局提出印が押印されている場合及び申出会社の本店所在地宛て送付する方法により写しの再交付を求める場合を除き、申出書に記載した申出会社の代表者の氏名・住所を確認できる本人確認書面の添付が必要です。

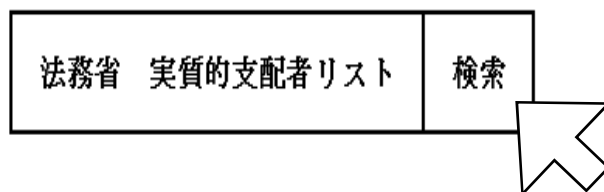


【確認・交付】 (法務局)

登記官が申出内容を確認し、問題がなければ認証文付きの実質的支配者リスト (写し) を交付します。

※申出書等の書式は、法務省HPからもダウンロードできます。

詳しくは、法務省HPをご覧ください。



実質的支配者情報一覧

(商号) 法務電気機器株式会社 (会社法人番号) 0000-00-000000 ①

(本店) 福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

(作成年月日) 令和4年2月5日 (作成者(代表者)) 法務 太郎

以下の情報は、令和4年2月5日② 現在の実質的支配者情報である。

実質的支配者の該当事由 (①又は②のいずれかの左側の口内に✓印を付けてください) (※1)③

- ① 会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人 (この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかでない場合を除く。): 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 (以下「犯取法施行規則」という。) 第11条第2項第1号参照
- ② ①に該当する者がいない場合は、会社の議決権の総数の25%を超える議決権を直接又は間接に有する自然人 (この者が当該会社の事業経営を実質的に支配する意思又は能力がないことが明らかでない場合又は他の者が会社の議決権の総数の50%を超える議決権を直接又は間接に有する場合を除く。): 犯取法施行規則第11条第2項第1号参照

①登記事項証明書に記載されている12桁の数字

②申出をする日1月以内の情報を記載

③実質的支配者の該当事由いずれかに☑

実質的支配者の本人特定事項等 (※2, ※3)						
1番	住居	福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号	国籍等	日本・その他(※4) ()	議決権割合	30% (間接保有)有(※5) ※有の場合は別紙に支配者関係図を記載
	フリガナ	ホウム タロウ	生年月日	(昭和)平成・西暦 56年12月18日生		
	氏名(※6)	法務 太郎	実質的支配者 該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し④		
			実質的支配者の 本人確認の書面	運転免許証の写し④		
2番	住居	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号	国籍等	日本・その他(※4) ()	議決権割合	26%⑤ (間接保有)有(※5) 無(※5) ※有の場合は別紙に支配者関係図を記載
	フリガナ	オツノ ハナコ	生年月日	(昭和)平成・西暦 60年10月15日生		
	氏名(※6)	乙野 花子	実質的支配者 該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し④		
			実質的支配者の 本人確認の書面	なし		
3番	住居	千代田区九段南1丁目1番15号	国籍等	日本・その他(※4) ()	議決権割合	26%⑤ (間接保有)有(※5) 無(※5) ※有の場合は別紙に支配者関係図を記載
	フリガナ	ヘイノ サブロウ	生年月日	(昭和)平成・西暦 38年11月12日生		
	氏名(※6)	丙野 三郎	実質的支配者 該当性の添付書面	申出会社の株主名簿の写し、C社株主名簿の写し④		
			実質的支配者の 本人確認の書面	なし		

④この欄に記載したそれぞれの書類は添付(例:株主名簿の写し、運転免許証の写し)

⑤※のとおり間接保有 有の場合、直接保有と間接保有を合計した割合を記載。また、別紙に支配関係図を記載

※1 ①の50%及び②の25%の計算は、次に掲げる割合を合計した割合により行う(犯取法施行規則第11条第3項)。

- (1) 当該自然人が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合
- (2) 当該自然人の支配法人(当該自然人がその議決権の総数の50%を超える議決権を有する法人をいう。この場合において、当該自然人及びその一若しくは二以上の支配法人又は当該自然人の一若しくは二以上の支配法人が議決権の総数の50%を超える議決権を有する他の法人は、当該自然人の支配法人とみなす。)が有する当該会社の議決権が当該会社の議決権の総数に占める割合

※2 「住居、氏名」欄には、①の場合は、該当する者1名を記載し、②の場合は、該当者全員を記載する。

※3 犯取法施行規則第11条第4項によって、上場企業等及びその子会社は自然人とみなされるので、上記自然人の「住居、氏名」欄に、その「住所、名称」を記載する。

※4 「国籍等」欄は、日本国籍の場合は「日本」を○で囲み、日本国籍を有しない場合は「その他」を○で囲んで具体的な国名等を()内に記載する。

※5 議決権の全部又は一部を間接保有する場合には「有」を、全部直接保有する場合には「無」を○で囲む。

※6 外国人の氏名は、アルファベットで表記(漢字圏の外国人の氏名については漢字との併記可)し、フリガナをカタカナで表記する。

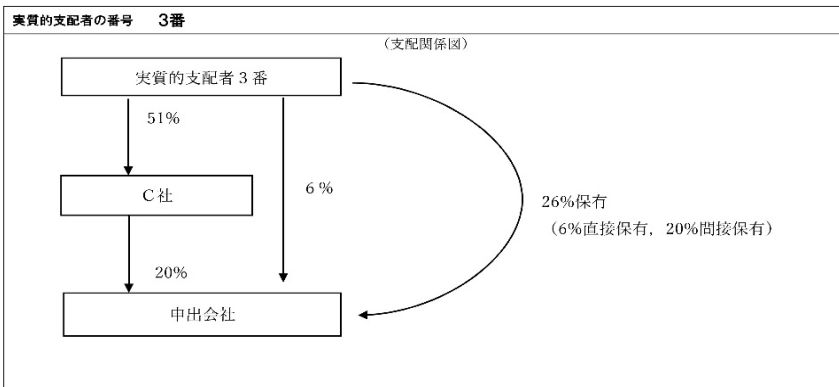
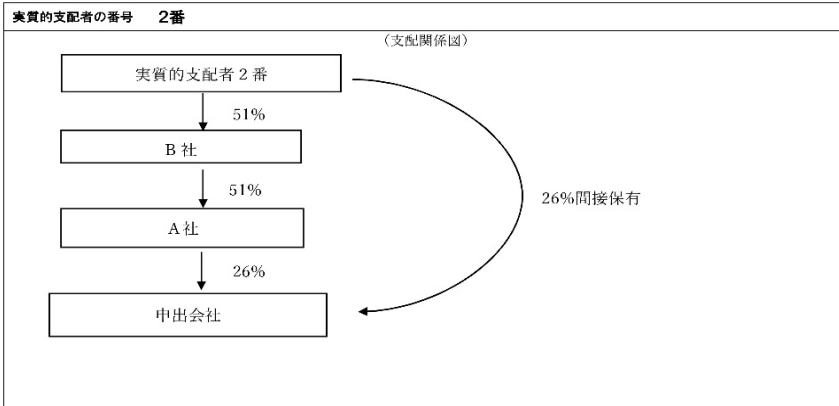
※誤記した場合、訂正印による訂正はできません。

誤りのない実質的支配者情報一覧を再作成してください。

別紙記載例

(別紙)

(日本産業規格 A 列 4 番)



議決権割合欄、間接保有が有
の場合、(別紙)を作成し添
付してください。

(記載例)

別添2

実質的支配者情報一覧の保管及び写しの交付申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	令和4年2月10日①	実質的支配者情報番号	- -
会社法人等番号	0000-00-0000000②		
商号	法務電気機器株式会社		
本店	福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号		
申出人の表示	住所 福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号③ 資格 代表取締役 氏名 法務 太郎 連絡先 092 -XXXX -XXXX 会社印④		
代理人の表示	住所 福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号 氏名 法務花子 連絡先 092 -XXXX -XXXX⑤		
必要な写しの通数・交付枚数	1 通 (<input checked="" type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送)⑥ 郵送の場合は、宛先(※2)を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。		
	<small>※1</small> 申出書には、申出書(委任による代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面)に申出会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている場合を除き、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該申出会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。)を添付する必要があります。 <small>※2</small> 郵送の場合、会社の本店、申出人(又は代理人)の表示欄にある住所のうち、希望する送付先に送付します。返信用封筒には、該当の送付先を記載してください。		
利用目的	<input type="checkbox"/> 金融機関への提出 <input type="checkbox"/> その他()⑦		
<p>上記の法人の申出日前1か月以内の日における実質的支配者情報一覧を別添のとおり提出し、上記通数の実質的支配者情報一覧の写しの交付を申出します。 申出の日から1か月以内に実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。⑧</p> <p>(申出会社の本店所在地を管轄する登記所) 福岡 (地方)法務局 宛て</p>			

- ①提出日を記載
- ②登記事項証明書に記載されている12桁の数字
- ③代表者個人の住所を記載
- ④登記所提出印を押印
押印がない場合には本人確認書類添付(住民票の写し、運転免許証の両面コピー等)
- ⑤代理人による申出の場合に記載、委任状(別添4)を添付、委任状に登記所提出印の押印がない場合には本人確認書類添付(住民票の写し、運転免許証の両面コピー等)
- ⑥必要枚数を記載
希望する郵送先は制限があるので注意(※2参照)
- ⑦その他の場合には、必ず目的を記載
- ⑧実質的支配者情報一覧(写し)の保管期間は申出日から1か月なので、注意

受領	確認1	確認2	スキャナ・入力	交付

交付方法 交付窓口 送付 (本店 申出人の住所 代理人の住所)

- ※ 申出書の内容に不備があった場合(軽微なものを除く)には、補完してもらるか、補完できないときは返却します。
- ※ 申出書には、実質的支配者情報一覧及びその添付書類も添付して提出してください。
- ※ 補完が完了した日を申出があった日とみなすため、実質的支配者情報一覧の基準日(いつ現在の情報)から1か月以内のものでなくなった場合には、最新の実質的支配者情報一覧への差し替えが必要となります。

添付書類一覧

添付書面（1 / 2）

1 実質的支配者リストの内容を証する書面

～添付を要する書面～

	書面の名称
①	申出会社の申出日における株主名簿の写し ※ 株主名簿の写しに代えて、申告受理及び認証証明書（公証人発行、設立後最初の事業年度を経過していない場合に限る。）又は法人税確定申告書別表二の明細書の写し（申出日の属する事業年度の直前事業年度に係るもの）を添付することも認められる。
②	合致していない理由を明らかにする書面 ※ 実質的支配者リストの記載と①の書面の記載とで内容が合致しない場合には、その理由を記載した代表者作成に係る書面等の添付を要する。

～添付することができる書面～

以下の書面は、添付しなくてもよいが、任意に添付した場合には、実質的支配者リストの確認資料となるもの。

	書面の名称
③	支配法人の申出日における株主名簿の写し（④に該当する場合は④の書面とセットで添付） ※ 支配法人とは、実質的支配者が議決権の総数の50%超の議決権を有する法人をいう（犯収法施行規則第11条第3項第2号参照）。 ※ 支配法人の株主名簿の写しに代えて、申告受理及び認証証明書（公証人発行、設立後最初の事業年度を経過していない場合に限る。）又は法人税確定申告書別表二の明細書の写し（申出日の属する事業年度の直前事業年度に係るもの）を添付することも認められる。
④	合致していない理由を明らかにする書面 ※ 実質的支配者リストの記載と③の書面の記載とで内容が合致しない場合には、その理由を記載した代表者作成に係る書面等の添付を要する。
⑤	実質的支配者の本人確認の書面 ※ 実質的支配者の氏名及び住居と同一の氏名及び住居が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該実質的支配者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。） 【具体例】運転免許証の表裏両面のコピー、住民票の写し 等

①、③及び⑤を添付する場合は、実質的支配者リストの添付書面欄（「実質的支配者該当性の添付書面」又は「実質的支配者の本人確認の書面」欄）に記載する。

※ ②及び④は、添付しても実質的支配者リストの添付書面欄には記載しない。

添付書面（2 / 2）

2 代理権限を証する書面

代理人によって申出をする場合に添付を要する。

3 申出会社の代表者の本人確認書面

【保管及び写しの交付の場合】

申出書又は委任状に代表者印が押印されている場合を除き、申出書に記載した申出会社の代表者の氏名・住所を確認することができる本人確認書面の添付を要する。

【再交付の場合】

次の①②の場合を除き、申出書に記載した申出会社の代表者の氏名・住所を確認することができる本人確認書面の添付を要する。

- ① 申出書又は委任状に代表者印が押印されている場合
- ② 申出会社の本店の所在場所に宛てて送付する方法により写しの交付を求める場合

～本人確認書面の具体例～

- ◆運転免許証の表裏両面コピー（※）
 - ◆マイナンバーカードの表面のコピー（※）
 - ◆住民票記載事項証明書（住民票の写し） など
- ※ 原本と相違ない旨を記載し、申出会社の代表者が記名したもの

※ **送付の方法により写しの交付を求める場合には、送付先を記載した返信用封筒と切手の同封を要する。**

委任状

(代理人)

住所 福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

氏名 法務 花子

私は、上記の者に対し、次の権限を委任する。

- 1 実質的支配者情報一覧の保管及び実質的支配者情報一覧の写しの交付の申出をすること
(希望する実質的支配者情報一覧の写しの交付通数 1通)
- 2 上記1のほか、実質的支配者情報一覧の保管及び実質的支配者情報一覧の写しの交付の申出に関して必要な一切の権限

令和 4年 2月 10日

(委任者)

本店 福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

商号 法務電気機器株式会社

代表者

住所 福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号

資格 代表取締役

氏名 法務 太郎

会社印

法務局提出印を押印するか、代表者の本人確認書面を添付
(住民票の写し、運転免許証両面コピー)

(記載例)

別添5

実質的支配者情報一覧の写し再交付申出書

(補完年月日 令和 年 月 日)

申出年月日	令和4年2月10日①	実質的支配者情報番号	- -
会社法人等番号	0000-00-000000②		
商号	法務電気機器株式会社		
本店	福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号		
申出人の表示	住所 福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号③ 資格 代表取締役 氏名 法務 太郎 連絡先 092 -XXXX -XXXX 会社印④		
代理人の表示	住所 福岡市中央区舞鶴3丁目5番25号 氏名 法務花子⑤ 連絡先 092 -XXXX -XXXX		
必要な写しの通数・交付枚数	1通 (<input checked="" type="checkbox"/> 窓口で受取 <input type="checkbox"/> 郵送)⑥ 郵送の場合は、宛先(※2)を記載した返信用封筒及び郵便切手が必要です。 ※1 次の①又は②のいずれかに該当する場合には、窓口で受け取ることができます。 ① 申出書に記載されている申出をした株式会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書(当該申出をした株式会社の代表者が原本と相違ない旨を記載した謄本を含む。)が添付されている。 ② 申出書(委任による代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面)に申出をした株式会社の代表者が登記所に提出した印鑑が押印されている。 ※2 郵送の場合、※1の①又は②のいずれかに該当するときは、会社の本店、申出人(又は代理人)の表示欄にある住所のうち、希望する送付先に送付し、いずれにも該当しないときは、会社宛てに送付します。返信用封筒には、該当の送付先を記載してください。		
利用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 金融機関への提出 <input type="checkbox"/> その他()⑦		
上記通数の実質的支配者情報一覧の写しの再交付を申出します。 申出の日から1か月以内に実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。⑧ (申出会社の本店所在地を管轄する登記所) 福岡 (地方)法務局 宛て			

①提出日を記載
郵送の場合は法務局が受領した日

②登記事項証明書に記載されている12桁の数字

③代表者個人の住所を記載
④登記所提出印を押印、押印がない場合には申出人の本人確認書類添付(住民票の写し、運転免許証の両面コピー等)

⑤代理人による申出の場合に記載、委任状を添付、委任状に登記所提出印の押印がない場合には申出人の本人確認書類添付(住民票の写し、運転免許証の両面コピー等)

⑥必要枚数を記載
希望する受け取り方法に
希望する郵送先は制限があるので注意(※2参照)

※会社の本店所在地に送付を希望する場合は、上記④、⑤登記所提出印、本人確認書類添付不要

⑦利用目的に その他の場合には、必ず目的を記載

⑧実質的支配者情報一覧(写し)の保管期間は申出日から1か月なので、注意

受領	確認	交付

交付方法 交付窓口 送付 (本店 申出人の住所 代理人の住所)

※ 申出書の内容に不備があった場合(軽微なものを除く)には、補完してもらるか、補完できないときは返却します。

※ 再交付の対象となる実質的支配者情報一覧に記載されている商号、本店の所在場所又は作成者である申出会社の代表者として記名された者について、変更等の登記がされたことにより、登記簿の記録と一致していないときは、再交付の申出には応じられません。